

けです。

それから附則といたしましては、施行期日が昭和四十八年四月一日、事務引継の方法、先ほど申しあげました財産の譲与というものをここに規定しているわけでございます。

それからオハ条の委託事務の管理の細目で委任がございますけれども、これを受けて別にお配りしております消防事務の委託に關する附屬協定書というものがござります。

まずオ一条は、現在の地方公共団体によつては東京都へ委託したために消防力が相当強化されるので、消防団を縮小するというようなことがあった場合には、やはりその地域の消防という行政に大きな影響があるので、その点はおらかじめ甲とことで協議していただきたいということでございます。

オ二条は消防団が災害時において現場活動をする場合は、消防署長の所轄のもとに行動する。これは現在でもそうですが、消防措置法にも明記されていることでございます。オ二項は消防団員等が公務で死傷病にかかった場合の損害補償は市町村

で行なうということがあります。

オ三条は応援協定を消防団が行なうような場合には、やはり一応東京都といたしましても知っておきたいということ、長と相談していただきたいというようござります。

オ四条は消火、延焼防止、人命救助のために他人の土地を使用するというような場合に、その損害補償は東京都が行なうということでございます。二項は消火あるいは延焼の防止あるいは人命救助に協力した消防団もしくは消防職員以外の者が損害を受けた

りたり負傷したりした場合には、それを甲が行なう。甲が行なう補償につきましては東京都市町村消防団員等災害補償組合というものがござりますので、実際はそちらのほうで補償することになろうかと思ひます。

オ五条は委託の経費でございますが、先ほど申しあげましたとおり七月、十月及び翌年の一月にそれぞれ四分の一あてずつ東京都へ納付するということでございます。

オ六条は事務引継の方法については甲及び乙が協議しようとい

うことでございます。

オ七条は財産の所有権移転の手続で、いわゆる登記等の手続が完了するまでは乙がそれを使用できるということで、その間は当然の措置として乙が維持管理を行なうということでございます。それから先ほども申しあげましたけれども、起債等に対するものは関係市町で負担するというところでございます。

オ八条の消防組合の職員を引き継ぐということも先ほど申しあげたとありでございます。

オ九条は給料の調整ですが、これも先ほど申しあげたとありでございます。

オ十条も先ほど申しあげましたけれども、オ十条のオ一項オ一号は東京都の消防庁から引き続いて組合職員となった者については東京消防庁及び組合の職員としての在職期間を通算するというもので、これが現在二名ほどございます。オ二号は先ほど申しあげましたとありでございます。オ二項はそういったものの退職手当

組合の条例で計算した退職手当相当額を昭和四十九年十二月

末日までに乙に納付するというようなことでございます。

オ十一條はこの協定に特別の定めがあるものを除くほかは、甲乙が協議をして定めるというようなことでございます。

なお、財産の処分方法につきましては本日ここに提案されておりますけれども、これは関係市町で協議してやるということでございますが、先ほども議会運営委員長さんからご報告がありましたとおり、本会議終了後全員協議会が開かれるそうでございますので、その点については全員協議会で説明させていただきたいと思っております。

以上、たいへん雑ばくなご説明で恐縮でございますが、慎重ご審議のうえ原案をご可決いただきまして、この消防事務が円滑に東京都へ委託できますよう特段のご協力をお願いいたしまして簡単でございますが提案理由の説明にかえさせていただきます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を終ります。

○一番（貫井喜代次君） 二まいの説明がございましたのでよくわかりました。

その中で先ほど数字をあげて説明されましたが、規約の第二条の経費の負担あるいは協定書の第五条の経費、これに関係した福生市羽村町及び瑞穂町の消防事務受託に関する方針中の四の経費の負担の(一)で先ほども説明がありましたけれども、昭和四十八年度は昭和四十七年度の消防費基準財政需要額再算定分のうち、受託事務にかかる額を都に納入するという事で、これに対する説明が先ほどありましたけれども、大体八千三百万円から八千四百万円ぐらいという説明でございましたけれども、それでは昭和四十七年度における再算定の基準財政需要額が八千八百七十万円程度ではないかと思うのですが、してみると非常に残りが少なくなる、それでは結局消防団関係の経費がこの委託によって食われるのではなからうかという懸念があるわけですが、そういうようなことがないかどうか。つまり昭和四十七年度消防費基準財政需要額中八千三百万円から八千四百万円の委託費がかかるということになりますと残りが少なくなつて、他から消防団関係の費用を出さなければならぬので、地方交付税のもらひ分では消防団

の分も委託事務のほうに取られるのではなからうかという懸念があるが、そういうことはないかどうか伺いたい。

それから先ほどの説明にもありましたけれども、協定書の第八条で、職員は都へ移管されるということでございますけれども、その中で在職した者は選考により——ということがうたてあるが、選考というここになりますと、現在の消防署の職員の中には、やはり選考で都へ移管されない職員が出る可能性も「選考」という文字からいってあるのではないかと考えられるが、そういうことがないかどうか。

また、現在福生から派遣している職員はどうなるのか、さらにまた給与関係も都と同じような給料表でやっていくという説明がありましたけれども、こうした給与関係について不利益にならないかどうか伺いたい。

また、財産関係の譲渡については後ほどの全員協議会で説明があるというようなことですが、それでこのようなことを聞くことは少しおかしいな質問になるわけですが、あくまでも委託であるので、これが

三年なり五年なりたった場合にどのような状況の変化によってこれが帰ってくるかわからないわけで、その場合、財産の帰属はどのような取り扱いになるのか。譲渡についての後ほど話が出るということですが、もしそういうようなことで委託を解消した場合に公有財産はどのようなになるのかという点の話があるのかどうか。こういうことは考えてはいけないのですけれども、そういう点がわかったら一つお願いしたいと思います。

○総務課長（高水求君） 自席からお答えしたいと思えます。

先ほど申しあげました才一点の基準財政需要額の分でございます。が、八千三百七十万円程度というのは組合がそのまま存続していった場合に、福生の分がそのぐらいかかるということではございまして、委託費は七千七百二、三十万円ということではございまして、それで現在の再算定の需要額は八千八百七十五万七千円ということではございまして、この八七％が先ほど申しあげました七千七百万円で、非常備消防分につきましてはそれから引きまして一千百五十余万円程度ということに相なるということではございまして。

次に職員の選挙でございしますが、文面は確かにそういうことになつておりますけれども、東京消防庁との話し合いでは全員が

そのまま引き継ぐということになつております。

次に給与の点でございしますが、不利益となる職員がいるのではないかとこのことでございしますが、大体東京都におきましては福生地区消防組合で新規に採用した職員については問題ないわけではございますが、途中就職者については都より一号程度高いようではございしますが、一号程度高い者については東京都ではそのままでよろしいということではございしますが、中に二名ほど三号ないし四号程度高い者がいるということでございしますが、その者について若干足踏みをしてもらうことで該当者と話し合いをしておりますので問題ないだろうということではございします。

次に市から福生地区消防組合へ係長を一名派遣してございしますが、これは福生地区消防組合の解散と同時に市の職場に復帰するというところでございします。消防事務委託

の参照条文抜すいにも書いてありますとあり、地方自治法が二百五十二条の十四オ二項に、委託を廃止するときには全くいまと同じような方法で東京都と協議をし、それぞれの関係団体で議決することになっておりますので、その時点でまた協議することにならうかと思えます。

(「了解」、「議長休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午前十時五十八分 休憩

午後一時二分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続いて質疑を行ないます。

○二十二番(塩野欽之助君) 本案に対しまして高水課長の説明中に、全員協議会において——という言葉がございましたけれども、この問題についてはここで説明願いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○総務課長(高水求君) 自席からお許しをいただきまして、ただいまの

二十二番議員さんのご質問にお答えいたしたいと思えます。

地方自治法の参照条文抜すいにも書いてございすとあり、組合の財産処分につきましては地方自治法が二百八十九条の規定によりまして、関係地方公共団体の協議によつて処分方法を定めるといふことになつてゐる次第でございす。

つきましては、去る二月一日の組合議会の全員協議会におきまして、管理者よりこれが処分の方法につきまして提案いたし、関係市町ならびに組合議員の了承を得たわけでございす。それを持ち帰りましてそれぞれの議会において了承を得た暁においてやろうということ

になつておりますが、その内容についでただいまから申し上げてみますと、組合財産のうち消防の用に直接供するものについては先ほど申しあげましたとおり東京都へ譲与するわけでございすけれども、組合からじかに譲与することは組合財産の処分という法律に抵触いたしますので、一たん組織市町に帰属せしめるわけですが、それには各組織団体である福生市、羽村町、瑞穂町のそれぞれ

れへ分割して帰属せしめる方法もございますけれども、究極的には東京都へ行くものでございすので、組合議会におきましてすべての財産を福生市に帰属せしめるように財産処分協定をしようということに相なつたわけでございす。それで土地、建物その他現在使用しております車両、無線機、重機類その他債券、債務等すべてを福生市にたん帰属せしめた後に東京都へ譲与する。この福生市に帰属せしめる財産処分に関する協議書というものは、やはり地方自治法の規定によりまして関係市町の議会においてよろしいという意志の決定、すなわち議決を受けるということに相なるわけでございす。

このようなことによりまして、協議書の原案を出しましてただいま申しあげたようなことで組合議会において関係議員さんなうに關係市町さんの了解を得ていすわけです。

それから債務の返済方法については先ほどもふれましたけれども、まだこれから昭和七十一年三月までございすので、それらの分につきましても一応福生で名目上は引き受け、昭和四十七

年度現在の福生市の消防組合経費の負担割合によってそれぞれ負担するというところでございす。

それから三月三十一日で福生地区消防組合がなくなります。なくなりましてその後出納閉鎖時期までの間は残が残りますからそういった精算は福生市で行なう。そのかわりそういうものについてはもちろん三月三十一日の才計現金を引き継ぎますけれども、そういう才計現金につきまして精算事務の結果不足が生じた場合は、当然昭和四十七年度の消防経費負担割合によってそれぞれ負担していただくし、決算の経果残余金が生じた場合は地方債の元利償還に充当するというところで一応協議が整ったわけです。また羽村町、瑞穂町におきましては議会に報告いたしまして下承を得られれば、このような方法で一市二町の協議が整い次才議会に提案するというような運びになろうかと思ひます。

○十六番(高波忠君) 消防の移管につきまして反対するものではありません。ただいま下河原区画整理内に一千戸の住宅が建設されておりますし、また熊川の守りを一そう強くするために、清水

坂の入口に組合消防として用地買収をしておりますが、それは当然移管の対象となるでしょうが、移管後の消防署の見通し及びその折衝過程について市長よりどのようなふうになっているかお答え願いたいと思います。

○市長（石川常太郎君） 熊川出張所につきましては火急的すみやかに建設するよう要請してございますが、委託消防の協議会におきましてある程度の計画があるようでございます。また消防の技術的な面から見た場合に、他の消防署との比較からいって熊川地区は福生消防署の本署ならびに昭島市にございます立川消防署の出張所によって十分カバーできるということでございますが、強く要望いたしましたして、大体昭和五十年ごろを目途とするというところでございまして、それまでしんぼうしろということでございます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十二番（森田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案ヤ十三号及び十四号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま森田秀雄君から所定の賛成者を得て、本案はともに委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案ヤ十三号及び十四号は原案どおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程ヤ七陳情ヤ十二号駐車場設置に関する陳情書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。建設委員長高波忠君

(建設委員長 高波忠君登壇)

○建設委員長(高波忠君) 二指名がございましたので報告いたします。

(陳情審査報告書朗読) 別添参照

なお、本件について補足して説明申しあげます。

本件審査は当市のみでなく広く先進地を視察し、それらを参考に審査すべきであるとの委員会の決定に基づき、神奈川県厚木、平塚市を視察しました。

厚木市は人口九万八千人、商店街二十一、商店数一千二百店舗で大型店の進出が多く、旧商店街から小田急線本厚木駅の通りに主要な商店街が移行し、歩行者天国などを実施している。この主要な商店街の中に厚木市南発公社の管理による厚木市小学校跡地臨時駐車場が昭和四十五年十一月から営業し、収容台数約二百台の安い駐車料金による駐車場を設置し、それ以来著しい売上げの増となっている。その他公営駐車場として市役所の裏にある昭和用水にふたをかけて駐車場とすることや河川敷を利用する等を考えており、市役所の

駐車場は土曜日の午後と日曜日は開放している。また、平塚市

は人口十六万九千人の大都市であるが、公営駐車場、共同駐車場はなく、各商店の所有する駐車場と路上駐車が多い現状で駐車場施設の不足は深刻な問題となっており、議会においても機会あるごとに駐車場問題が取り上げられているが、確たる施策がないとのことである。

視察を終えて委員会の審査は担当課長の資料による説明を求め、それによると、近隣已市の主な駐車場の実態調査では、

二十六已市中公営駐車場のあつのは六已市にすぎず、これらは立川市の緑川や所沢市など商店街の中に市有地がある等の立地条件のよいところのみで、総体的に駐車場対策が立ちあ

くれている。このほか民営の大型店舗の駐車場、青梅市のよ

うに市有地を無償で商業協同組合に提供しているところもある。これらの駐車場の収容能力はほとんどが五十台未満の小規模なものである。当市の主な顧客用駐車場は、金融機関、市役

所、各商店等で十二カ所、収容台数二百四十一台となっている。

等の説明があった後質疑に入り、陳情は主要各商店街区内に市営駐車場の設置ということであるが、一部の商店だけというのはいかがと思う。補助金交付基準等をつくり市内の商店街を統体的に公平に補助すべきである。また自発的に市街区内に駐車場を見つけ、それに対する補助ということが筋道である。市役所の駐車場を開放したり、職員の借りている駐車場を土曜日の午後と日曜日は職員と話し合いのうえで開放することにしたかどうかの意見が出されましたが、これについては地主に必要なときは即時返還するという契約になっており、地主側の使用上における警戒心がありむずかしい問題である。また、法律的には駐車場法があり、都知事が指定した商業地域、近隣商業地域は、都知事が指定する三千平方メートル以上のすべての施設を建てた場合は、一定の率により駐車場を設けなければならぬ仕組みになっていて料金の規定もきまっていますが、この駐車場整備地区に指定されているのは二十三区と八王子市、武蔵野市、三鷹市だけであり、首都整備局へ行き指定を願う

たが、知事の方針として自動車公害の肉題からして駐車場はなほうがよいとの考え方である。しかし事情はわかるので、指定地をふやす場合は福生市に連絡するのを運動されたいといっていた。したがって積極的な施策としては貸付金と補助金の二つであり、現在都は貸付金制度を定めており、三千万円程度貸付け年賦償還する方法が取られていて瀬田の駐車場が最初の貸付けを受けている。しかし地下駐車場は多額の工事費を要し、現在の福生市では土地買収のほうが安上がりで無理のように思う。これらについて今後検討することになっているが、どこにおいても土地に対して補助をしているところがなく、施設だけという非常につまらないことになる。——この理事者の答弁があり、また委員より、市の経済というものは商店街を基盤にして財源を確保するにはどうしたらよいか。逆に、商店街が客を集めるとそれだけ各個人の利益につながるという立場から、陳情のあった三点については、や一点の各商店街区内の市営駐車場は、当然市自体も繁栄し財源に大きな原動力をつくれることになることである。や二点の民

営駐車場設置の指導と助成に対する条例は、規則をつくり施策を立てるべきで、今後研究し進めるべきである。又三本の公共用地利用についての積極的な施策については、商店街及び商工会から市へ積極的にその施策の理由を申し出て市が対処すること、市の本質であり、市内の公共施設の利用等も積極的に政治的働きかけを願うものである。これらの陳情については、執行側と担当委員会とともに研究して進めていかなければならない問題である。——などの質疑があり、一応当委員会としてはむずかしい問題もあるが、願意には賛成するものであるとし、本陳情は全員一致して採択すべきものであると決定した次であります。何とぞご審議のうえ、当委員会の決定とありご採択くださるようお願いいたしますと報告いたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。

陳情ヤ十二号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件は委員会報告とあり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よう陳情ヤ十二号は委員会報告とあり採択と決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程ヤハ陳情ヤ十三号商業振興施設設置に関する陳情書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。建設委員長高波忠君登壇。

（建設委員長高波忠君登壇）

○建設委員長（高波忠君） ご指名がございましたので報告いたします。

（陳情審査報告書朗読） 別添参照

なお、本件につきまして補足して説明申しあげます。

本件の審査についても陳情ヤ十二号とあわせて先進地を視察し、